

## その他の規定(雑則)

資料4

	高知県公文書管理条例の検討のたたき台 (事務局提案)
(内閣総理大臣の勧告)	<<本県は、公文書管理委員会が実施機関に対し、公文書の管理に関する重要事項について意見を述べるができるものとする。>>
(刑事訴訟等に関する書類の取扱い)	(刑事訴訟等に関する書類の取扱い) 第〇条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、第3章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができる。 3 実施機関は、前項の規定により公文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。 4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。
(研修)	(研修) 第〇条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。 2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)	(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置) 第〇条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。
(地方公共団体の文書管理)	<<本県の公文書管理条例は、この規定による。>>
(公社等の文書管理)	(公社等の文書管理) 第〇条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
(指定管理者の文書管理)	(指定管理者の文書管理) 第〇条 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に関し、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
(公文書管理規則の制定改正手続)	(公文書管理規則の制定改正手続) 第〇条 知事は、第〇条第3号、第〇条第1項、第3項及び第4項、第〇条第1項、第〇条第2項並びに第〇条第3項の規則(次項において「公文書管理規則」という。)の制定又は改正に関し、第〇条第1号の規定により公文書管理委員会に諮問しようとするときは、あらかじめ、関係する実施機関(知事を除く。次項において同じ。)の意見を聴かななければならない。 2 知事は、公文書管理規則を制定し、又は改正したときは、実施機関に通知しなければならない。

公文書管理法
(内閣総理大臣の勧告) 第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。
<<刑事訴訟法における、公文書管理法の例外規定を定めたもの>> 【参考】刑事訴訟法第53条の2第3項・第4項 3 訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定の適用については、同法第十四条第一項中「国の機関(行政機関を除く。以下この条において同じ。)」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関(行政機関を除く。)」とあるのは、「国の機関」とする。 4 押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。 ※歴史公文書等に該当する刑事訴訟に関する書類の移管は、知事(公文書館長)が実施機関と協議し、移管する。
(研修) 第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。 2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置) 第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。 2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。
(地方公共団体の文書管理) 第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
<<(本県独自規定) 公社等に文書の適正な管理に関する努力義務を課す。>>
<<(本県独自規定) 公の施設の指定管理者に指定管理者業務に関する文書の適正な管理に関する努力義務を課す。>>
<<(本県独自規定) 公文書管理に関する県としての一体性を確保するため、実施機関の公文書に関する政令規定事項の規則制定権を知事に預けるに当たり、実施機関の自主性の尊重に関する調整規定を設ける。>>